
◎議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議7-1ページをお開きください。議案第7号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例の規模改正する条例を次のとおり決定するものとする。平成27年12月4日提出。白老町長。

次に議7-2ページをお開きください。附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行する。

続きまして議7-3ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年9月30日に公布されたことにより、本町へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者の個人番号は法人番号を記載する欄等が追加されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。